

2025年11月10日

## 株主各位

高松市亀井町5番地の1  
株式会社 百十四銀行  
取締役頭取 森 匡史

## 中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、2025年11月7日開催の当行取締役会において決議いたしました第157期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおりご通知申しあげます。

敬具

記

当行定款第39条の規定に基づき、2025年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1株につき108円  
2. 効力発生日(支払開始日) 2025年12月10日

以上

### 中間配当金のお支払いについて

- 中間配当金計算書等は、きたる12月9日にお届出ご住所あて発送申しあげる予定でございます。
- 銀行振込みをご指定の方には、12月10日付にてご指定の口座へお振込みの手続きをいたします。

### 「営業のご報告(ミニディスクロージャー誌)」の掲載について

- 「営業の中間ご報告」を当行ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。なお、期末に掲載しております「営業のご報告」につきましては、「定時株主総会招集ご通知」や当行ウェブサイトの情報と内容が重複しておりますので、2026年3月期末分より廃止させていただくことといたしました。
- 株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。